

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-23)

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,612	1,626	1,545	2,081
		補正予算(b)	0	2,000	0	-
		繰越し等(c)	△100	▲1,966	△1506	
		合計(a+b+c)	1,712	1,660	3,051	
執行額(百万円)	1,683	1,561	2,640			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1(～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	—
		—	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	300種	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	2 奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝あたりの1日の捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	34年度	○
		—	0.28頭	0.15頭	0.13頭	0.08頭	0.04頭	0頭 (毎年度減少)	
		年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	
	3 ニホンジカの生息頭数の推定値	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	35年度	—
推定の中央値 325万頭 ※25年度に算出		—	—	—	—	23年度の生息頭数を算出した推定の中央値 325万頭	ニホンジカの生息頭数を平成23年度より半減		
年度ごとの目標		—	—	—	—	—	—		

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り</p> <p>&lt;絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度より第4次レッドリストに基づくレッドデータブックを作成中。</li> <li>・国内希少野生動植物種の保全について、トキの保護増殖事業では、野生下で3年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成26年6月10日時点で、佐渡島の野生下で1年以上生存しているトキの羽数が75羽となり、当面の目標としていた「平成27年頃に60羽以上の定着」を達成するなど、一定の成果が上がっている。ツシヤママネコの保護増殖事業では、ツシヤママネコ生息状況等調査(第四次特別調査)を取りまとめ、対馬の上島を中心に成獣個体数は多くても100頭程度と推測された。ライチョウの保護増殖事業では、保護増殖事業計画に基づき、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」の検討を進めた。</li> <li>・ワシントン条約に関しては、科学当局として必要な国際的な絶滅危惧種に関する科学的知見を蓄積し、条約締約国会議での交渉に活用した。</li> <li>・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的とし、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定した(平成26年4月)。</li> <li>・罰則の大幅引き上げ等を盛り込んだ種の保存法の改正を行い、平成25年6月4日に可決・成立した(平成25年6月12日に公布)。また、罰則強化等の一部の規定については平成25年7月2日から施行された。</li> <li>・平成25年度に「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会」を開催し、平成28年度中の公表に向け作業中。</li> </ul> <p>&lt;遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物法に基づき、平成25年度までに特定外来生物を107種類指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。平成25年度には20箇所で行防除事業を実施。島嶼などにおいて完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、一定の成果が出ている。</li> <li>・外来生物法については、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対してなされた意見具申を踏まえ、交雑により生じた生物を規制対象とできるようにすること等の改正を行い、平成25年6月に公布した。(平成26年6月11日～施行)</li> <li>・改正法の施行にあわせ、交雑種や近年国内への定着が新たに確認された外来生物6種類を特定外来生物に指定するため、特定外来生物等専門家会合の意見聴取を行い、特定外来生物に指定するべきとの結論を得た。(平成26年6月及び8月に指定)</li> <li>・愛知目標の達成に向け、2020年までの外来種全般に関する総合戦略「外来種被害防止行動計画(仮称)」及び、我が国の生態系等に被害を及ぼす外来種のリスト「侵略的外来種リスト(仮称)」を、関係省庁と協働して平成26年中の公表に向けて検討を行っている。</li> <li>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成25年度は55件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。</li> </ul> <p>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央環境審議会自然環境部会に設置した「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」において、法の施行状況の点検を行い、平成26年1月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置についての答申を得た。本答申を踏まえ、鳥獣保護法の一部改正法案を同年3月に閣議決定し、同年5月に国会で可決・成立し、公布された。</li> <li>・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、確実な情報把握が可能となった。</li> </ul>				
	施策の分析					
	次期目標等への反映の方向性					
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護増殖事業やレッドリストの見直し等において、検討会での専門家による検討を行ったほか、戦略的な保全への取組を進めていくため、今後、保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(案)」の検討を進めた。「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(案)」の検討にあたっては中央環境審議会自然環境部会及び野生生物小委員会における議論により専門家の知見を十分に活用した。</li> <li>・外来生物法の施行状況は、中央環境審議会野生生物部会において学識経験を有する者を委員として検討された。中央環境審議会の意見具申も踏まえ、今後の外来種対策の促進を図るとともに、「外来種被害防止行動計画(仮称)」及び「侵略的外来種リスト(仮称)」の検討に当たっても専門家からなる検討会を設置し、平成26年度中の完成を目指す。</li> <li>・鳥獣保護法の施行状況の検討にあたり、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣保護管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</li> </ul>					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性条約第5回国別報告書					
担当部局名	野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	中島 慶二	政策評価実施時期	平成26年6月	